

改正 平成22年3月31日掛川市条例第1号

（設置）

第1条 地域経営の視点に立ち、社会経済情勢の変化及び地方分権時代に対応した簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を推進することにより、市民、市民活動団体、事業者及び行政の相互の信頼関係に基づく市民参加型の都市経営の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、効率的かつ効果的な行財政運営に関する事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（意見等の尊重）

第3条 市長は、前条第2項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）行財政改革その他都市経営に関し学識経験を有する者

（2）公募により選出された市民

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成22年3月31日掛川市条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋
（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。